

不用品売払入札参加業者の皆さまへ

お知らせ

大阪市建設局

平成 30 年 4 月 25 日に古物営業法の一部を改正する法律が公布され、令和 2 年 4 月 1 日以降に施行されたことに伴い、既に古物商許可証（以下「許可証」という。）を有していた事業者には、令和 2 年 3 月 31 日までに「主たる営業所等届出書」による届け出を行う義務が生じ、届け出を行っていない場合は許可が失効します。

そのため、現在お持ちの許可証の確認だけでは許可の有無を確認できないことから、令和 2 年 12 月 1 日以降、建設局において発注（公告）を行う許可証の確認を要する入札における許可の有無を確認する資料としまして、落札者は契約締結までに必要な届出を行っている旨の「誓約書」を新たに提出することとし、「誓約書」に古物商許可証の写しを添付することとします。

誓約書を提出しない場合は、大阪市契約規則第 32 条第 2 項に該当するとして、契約の締結を行わないのでご注意ください。

入札参加業者の皆さまにおかれましては、くれぐれも届け出漏れのないようよろしくお願いいたします。